平成２９年（フ）第２１号
北海道沙流郡平取町本町157番地11
債務者　柳　　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前25番地１　エヴァーグリーンコートＡ105
債務者　毛鳥　　昇
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
青森県八戸市桜ケ丘２丁目20番19号　パンプキンハウスＩ－２－１、前住所東京都新宿区新宿２丁目12番１号　デュオ24新宿402
債務者　長久保修一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地2875　スカイパーク201、前住所岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第24地割152番地
債務者　横羽　　晋
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
福島県相馬市日下石字高根沢700番地の９
債務者　三岡真理子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第７１号
富山県氷見市北大町15番１号、前住所富山県富山市黒崎191番地２　ニューコーポスカイ107号
債務者　樂山　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１７６号
山梨県甲斐市西八幡4250番地３
債務者　平松　　治
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
山梨県甲府市国母４丁目20番１号　ＫＧＫベルバレス１Ｂ
債務者　祢津　　広
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
三重県鈴鹿市安塚町737番地の17　コーポサンライズＣ号室
債務者　タダ電気こと　武田　匡広
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市住吉１丁目27―27ドリームシャトー202号、住民票上の住所三重県四日市市大谷台２丁目1622番地72　藤川方
債務者　藤川　祥太
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６号
三重県熊野市久生屋町440番地
債務者　松場　洋一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第９０号
滋賀県蒲生郡日野町大字豊田205番地５
債務者　谷元　圭一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６８３号
京都市左京区北白川伊織町30番地　銀月アパートメント南２号室
債務者　前島　園美（旧姓額賀）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２５号
京都市北区上賀茂松本町62番地　ヴィラ・ノース　305号
債務者　千葉　勝彦
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
兵庫県芦屋市三条南町９番13号　203
債務者　Ｅ×Ｌｉｆｅこと　綾田　　練
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１９号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目22番地　元浜住宅301号
債務者　田代　安代
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係